



2024 年度 資金分配団体用

「民間公益活動を推進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」に基づく

物価高騰及び子育て対応支援枠

実行団体公募要領

2025 年 2 月

[公益財団法人沖縄県労働者福祉基金協会]

*本事業は「沖縄版 誰もが支え合い・働く社会を実現するコンソーシアム」として、
公益財団法人沖縄県労働者福祉基金協会(沖縄県労福協)、一般財団法人南西地域産業活性化センター(NIAC)と、

認定特定非営利活動法人日本都市計画家協会(JSURP)が資金分配団体として

コンソーシアムを形成して執り行います。

目次

| | |
|--|----|
| 第Ⅰ編 公募について | 3 |
| 1章 公募の趣旨 | 3 |
| 01 趣旨 | 3 |
| 2章 助成対象となる事業 | 4 |
| 01 助成方針等 | 4 |
| 02 助成対象事業 | 4 |
| 03 助成金の構成 | 6 |
| 3章 助成対象となる団体 | 7 |
| 01 実行団体とその役割 | 7 |
| 02 申請資格要件 | 7 |
| 4章 助成対象となる経費 | 9 |
| 01 助成額の積算について | 9 |
| 02 助成金の目的外使用の禁止・財産の処分制限 | 10 |
| 第Ⅱ編 申請手続きについて | 11 |
| 1章 申請手続き | 11 |
| 01 公募期間・スケジュール | 11 |
| 02 申請方法 | 11 |
| 03 申請に必要な書類 | 12 |
| 04 公募説明会・個別相談会の実施 | 13 |
| 2章 審査結果の通知 | 13 |
| 01 審査結果の通知 | 13 |
| 02 審査結果の情報公開 | 13 |
| 3章 審査の視点 | 14 |
| 01 選定基準等 | 14 |
| 02 ガバナンス・コンプライアンス体制の確認等 | 15 |
| 第Ⅲ編 選定から助成終了までの流れ | 16 |
| 1章 助成事業の流れ | 16 |
| 01 助成期間中の主な流れ | 16 |
| 02 内定から資金提供契約まで | 17 |
| 03 資金提供契約及びその要点 | 17 |
| 04 助成金の公正な活用及び事業の適正な遂行 | 19 |
| 05 会計監査の実施 | 19 |
| 2章 その他 | 20 |
| 01 個人情報の取り扱いについて | 20 |
| お問い合わせ先 | 20 |
| 別添1：ガバナンス・コンプライアンス体制現況確認書作成の際の参考資料 | 21 |
| 別添2：コンソーシアムでの申請について | 22 |

第 I 編 公募について

1 章 公募の趣旨

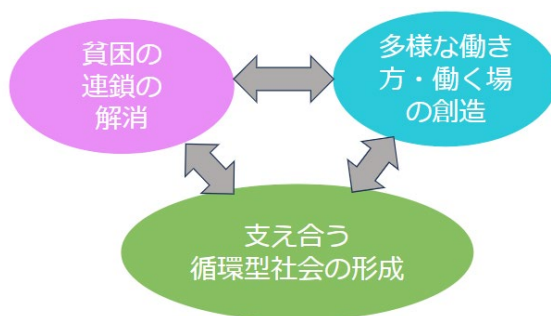
01 趣旨

わが国では、子どもの貧困、女性の経済的自立、孤独・孤立等の問題など様々な社会課題が生じています。また、物価高騰や少子化が急速に進行する中、子育てに課題を抱える家庭へのきめ細やかな支援など、現行の行政施策では十分に対応できていない社会課題への支援ニーズが高まっています。

このような中で、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成 28 年法律第 101 号）」（以下「法」という。）等に基づき、一般財団法人日本民間公益活動連携機構（以下「JANPIA」という。）は、法に基づく指定活用団体として、通常の助成枠（以下「通常枠」という。）とは別に、「物価高騰及び子育て対応支援枠」（以下「緊急支援枠」という。）により、実行団体¹に対して助成を行う資金分配団体²を公募し、当団体が採択されました。

02 我々の目指す「誰もが支え合い・働く社会の実現」に向けて

沖縄県は、コロナ禍、その後の物価高で、大きな打撃を受けました。インバウンド観光も含めた経済活動も回復に向かっていますが、貧困は継続し生活が困窮する中で、子育てや高齢者の生活などに影響が出ています。また、コロナの影響で求められる人材や仕事の内容が変わり、再就職や新たな職場を見つけることができないことから、困窮状況が続いています。元々所得水準が低く「子供の貧困につながる」世代を超えた貧困が続く中で、沖縄社会が貧困から抜け出すためには、社会、経済、福祉などの多様な分野が連携して、以下のような 3 つの連携を実現して、社会の構造を変えていく取り組みが必要です。



沖縄で貧困対策や生活支援、就労支援などに取り組む団体の方々に本事業を活用していただくことで、共に「誰もが支え合い・働く社会の実現」を目指していきたいと考えております。

¹ 実行団体は、法第 19 条第 2 項第 3 号イにおいて「民間公益活動を行う団体であって、民間公益活動の実施に必要な資金について、休眠預金等交付金に係る資金を原資とする助成等を受けるもの」と定義される。

² 資金分配団体は、法第 19 条第 2 項第 3 号ロにおいて「実行団体に対し助成等（略）を行う団体であって、当該助成等の実施に必要な資金について、指定活用団体から休眠預金等交付金に係る資金を原資とする助成等を受けるもの」と定義される。

2章 助成対象となる事業

01 助成方針等

本助成が対象とする事業は、社会課題の解決をめざす実行団体が実施する事業であり、以下 JANPIA が提示する 8 つの「優先的に解決すべき社会の諸課題」のうち、

(2) ④働くことが困難な人への支援、⑤孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援、⑥女性の経済的自立への支援、(3) ⑦地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援の解決を目指す事業です。

3つの分野と優先すべき社会の諸課題

(1) 子ども及び若者の支援に係る活動

- 1 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援
- 2 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援
- 3 社会的課題の解決を担う若者の能力開発支援

(2) 日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動

- 4 働くことが困難な人への支援
- 5 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援
- 6 女性の経済的自立への支援

(3) 地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動

- 7 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援
- 8 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援

以上の(1)から(3)の活動のうち、社会の諸課題の解決において多大な影響や効果が期待され優先して取り組むべき事項と考えられるものについては、その解決策や事業目標に関する提案が可能です。

02 助成対象事業

本助成事業の概要は以下のとおりとなります。

| | |
|-------------|--|
| 事業名 | 沖縄版 誰もが支え合い・働く社会の実現事業2 第2ステージに向けて ～住まいとその先の生活再建に向けた 多分野協働による 実証プロジェクト～ |
| 事業種別 | 物価高騰及び子育て対応支援枠 |
| 解決すべき社会の諸課題 | (2)日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動 ・④働くことが困難な人への支援 ・⑤社会的孤立や差別の解消に向けた支援 ・⑥女性の経済的自立への支援 |

| | |
|------------|--|
| | <p>(3)地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動</p> <p>・⑦地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援</p> |
| 期待する活動概要 | <p>(1) 安心できる「住まい」を確保する取り組み 「安心できる「住まい」の運営事業」</p> <p>DV 被害や生活困窮によって避難や緊急的な住まいの確保が必要な方々に、住居を提供し、生活を立て直す支援を行う取り組み。</p> |
| | <p>(2) 安定的な「生活への道筋」をつくる取り組み 「人手不足の業界・企業と結びついたスキルアップ 研修・マッチング事業」</p> <p>求人ニーズの高い業界や企業との連携を通じて、就労困難な状況にある方々に実践的な研修と就職マッチングの支援を行うことで、就業、所得の向上につなげていく取り組み。</p> |
| | <p>(1) (2) 共通</p> <p>事業の継続・発展に向けた、組織基盤の強化および関係機関との連携構築を図る取り組み。</p> |
| 助成期間 | <p>2025年5月頃から2026年2月まで</p> <p>*ただし、助成開始時期は、選考、契約の手続きにより変更する場合があります。</p> |
| 採択予定実行団体数 | 6団体程度 |
| 総事業費 | 11,900万円 |
| 1団体あたりの助成額 | <p>2,500万円以下（期待する活動概要(1)に取り組む場合）</p> <p>1,500万円以下（期待する活動概要(2)に取り組む場合）</p> |
| 対象となる団体 | <p><u>事業対象者である「生活困窮・就労困難な状況が続いている方」に向けた南西地域(沖縄県及び奄美群島)での支援活動の実績がある団体。</u></p> <p>*コンソーシアムの場合は、参画する団体のいずれかに支援活動の実績があることが条件です。</p> <p>*詳細は3章 02 申請資格要件 をご確認ください。</p> <p>■事業対象者 <生活困窮するひとり親世帯・子育て世帯> DV 被害や生活困窮によって避難や緊急的な住まいの確保が必要な方々 【例】ひとり親世帯、子育て世帯、若年妊産婦 など</p> |

| | |
|------|--|
| | <p><生活困窮・就労困難から抜け出せない層> 生活困窮・就労困難な状態から抜けだせない方々</p> <p>【例】様々な理由で就職活動が十分に出来ない方、社会的に孤立し就労意欲が喪失している方、学習困難・基礎的教育が不十分な方、働く上で制約がある方、就労定着が難しい方など</p> |
| 対象地域 | 沖縄県及び奄美群島 |

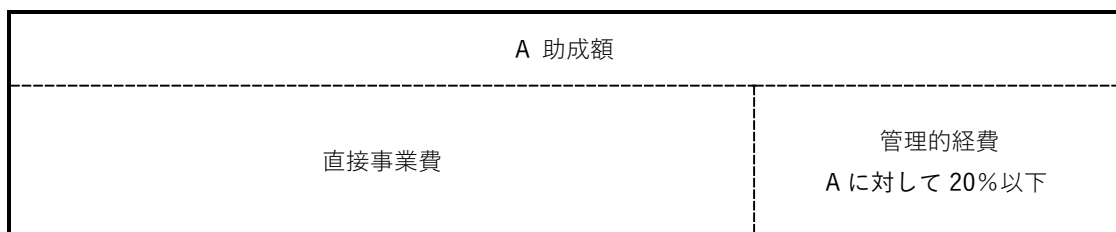
- ① 個人や事業者等に対する現金の給付および、現物給付のみを目的とするものや投融資を内容とする事業・プログラムは、助成対象となりません。
- ② 国又は地方公共団体から補助金又は貸付金(ふるさと納税を財源とする資金提供を含む)を受けていないかつ受ける予定のない事業の中から助成対象事業を選定します。³
- ③ 実行団体が行う貸付けや出資は対象となりません。

03 助成金の構成

助成金は、以下の概念図のとおり構成されます。助成金の積算、精算については別途「積算の手引き」、「精算の手引き」にて詳細を定めます。なお、経費に関する考え方や手続き全般については、資金提供契約書にて取り扱いを明記します。

- ① 管理的経費の助成額に対する比率は、助成額の20%を上限とします。
- ② 人件費を計上する場合は、人件費水準の公開が必要です。
- ③ 現在の経済環境や実行団体における事業実施期間が短期間であることを踏まえて、自己資金の確保は必要としません。
- ④ 助成金の支払いは、資金提供契約に基づき概算払いで行います。また、事業開始以後6か月分を対象に行い、6か月ごとの進捗状況の報告を確認した上で6か月ごとに支払うことを原則とします。事業終了後に精算手続きを行い、助成額を確定させます。概算払いで支払った金額よりも確定助成額が少ない場合は、その差額を返還していただきます。

[総事業費の概念図]



³ 詳細については「[休眠預金による助成金と国等からの補助金の重複受領について](#)」をご参照ください。

3章 助成対象となる団体

01 実行団体とその役割

社会の諸課題は現場から上がってくることが多いことから、実行団体には、事業の実施により社会の諸課題を解決するだけでなく、そうした課題を可視化することが求められます。さらに現場のニーズ等を資金分配団体等にフィードバックするなど、本制度の改善に繋げていただくことを期待しています。

02 申請資格要件

実行団体として助成の対象となる団体については、法人格の有無は問いませんが、ガバナンス・コンプライアンス体制を満たしている団体である必要があります。申請事業の運営上の意思決定及び実施を2団体以上で共同して行う場合は、共同事業体（以下、「コンソーシアム」という。）での申請を行うことができます。詳細は別添2（P22）をご確認ください。

（1）実行団体として申請できる資格要件（コンソーシアム構成団体を含む）は以下の通りです。

- 民間公益活動を行う団体
事業を公正かつ適確に実施できるよう JANPIA が規定するガバナンス・コンプライアンス体制を備えていることが必要です（申請時にガバナンス・コンプライアンス体制現況確認書を提出していただきます）。
- 原則、過去に申請にかかる活動の実績があり、実行団体として適切に業務を遂行できる団体であることを求めます。後述のコンソーシアムの場合には、参画する団体のうち少なくとも1団体に申請内容に関する活動の実績があることを求めます。
- 国外を活動範囲に含む場合は国内に主な活動拠点がある日本の法人
- 過去に実行団体として採択されている団体も申請可能です。
- 今回申請する事業と、同時期に他の資金分配団体へ申請している又は申請する予定の事業は、別事業であることが必要です。（採択結果が分からない段階で、複数の資金分配団体に同一事業の申請をすることはできません。（以下8を参照ください））
- 過年度の緊急支援枠（2020年度～2023年度）で採択された事業と同一事業の申請は可能です。その場合は、過年度採択事業の実施状況を事業計画書に記載してください。また、同一事業申請の場合、事業の革新性・持続可能性、事業実施による社会的インパクトなどの要件とともに総合的に評価されます。
- 資金分配団体と選定申請団体との役員の兼職は不可とし、過去に兼職関係があった場合、退任後6か月間は、当該団体による実行団体への公募申請はできないものとします。

※日本国外での活動を含む事業について⁴

⁴ 資金分配団体の事業が国外活動を含むものに限ります。

活動が国内にとどまらず国外に及ぶ場合であっても、優先的に解決すべき社会課題の解決に向けた取組であり、国民一般の利益の一層の増進に資するものに該当する場合、外交政策との整合性、事業実施団体の安全確保、実効的な監督・評価の確保等の見地から、選定審査において事業ごとに可否を判断します。国外を活動範囲に含む場合、実行団体の公募対象は国内に主な活動拠点がある日本の法人のみとし、当該法人（実行団体）が国外の団体（休眠預金制度の助成対象外の団体）と連携して国外活動をする際は、当該法人が直接実施する事業のみを助成することとします。

※通常枠と緊急支援枠の重複申請の可否

申請団体は通常枠と緊急支援枠の事業の内容が異なるものであれば、それぞれの公募枠に同じ時期に申請することも可能です。

以上に該当する団体であっても、以下のいずれかに該当する場合は助成の対象となりません。

- 1 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体
- 2 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体
- 3 特定の公職（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体
- 4 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 22 号に規定する暴力団をいう。次号において同じ。）
- 5 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制の下にある団体
- 6 暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する反社会的団体
- 7 指定活用団体の指定、資金分配団体、活動支援団体、実行団体若しくは支援対象団体の選定を取り消され、その取り消しの日から 3 年を経過しない団体、又は他の助成制度においてこれに準ずる措置を受け、当該措置の日から 3 年を経過しない団体
- 8 同一の事業で同時期に複数の資金分配団体に申請している団体
- 9 役員のうち次のいずれかに該当する者がいる団体
 - (ア) 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 3 年を経過しない者
 - (イ) 法の規定により罰金の刑に処され、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 3 年を経過しない者
- 10 ガバナンス・コンプライアンスの体制面で、特定の企業・団体等から独立していない団体
- 11 独立行政法人および国立大学法人

4章 助成対象となる経費

01 助成額の積算について

資金計画書作成の際の助成金の積算については、別途詳細を定める「積算の手引き」を参照してください。なお、以下の点については十分ご留意のうえ積算を行ってください⁵。

- 対象経費

対象となる経費は、助成事業の実施に必要な経費のみとします。

- 事業年度

本事業の事業年度は4月1日から翌年3月31日までとしてください。

- 会計科目

資金計画書等は、原則、申請団体において財務諸表作成目的で通常用いている会計科目を使用してください。

- 算出根拠

各費目は、単価および数量等の算出根拠を示す必要があります。「謝金」、「賃金」等は、団体の規程に定めがある場合は、当該規定に準拠してください。

- 人件費水準

人件費水準が社会通念上妥当と認められない場合には、調整する場合があります。

- 不動産の取扱い

土地の購入は助成の対象外とし、助成の対象は賃貸のみとします。建物は賃貸を原則とします。建物の購入又は新築は、事業目的の達成のために必要不可欠であり、他に代替手段がない場合に限り JANPIA と資金分配団体の事前の承認を得たうえで、特例として認めることとします。建物の購入又は新築価格の経済的合理性を確保する観点から、JANPIA が不動産鑑定士等による評価を行い、当該評価額の80%を上限に助成します⁶。

- 対象経費の確定

対象となる経費は、資金分配団体及び実行団体それぞれの間の個別の資金提供契約における資金計画書の確定をもって最終決定されるものとします。

- 税務

特に実行団体が営利法人である場合には、助成金の取り扱い等税務面での懸念事項について事前に所轄税務署や顧問税理士等にご相談の上、申請をご検討ください。

⁵ 申請書類の作成等に要する費用および選定後資金提供契約締結までに要する全ての費用については各申請団体の負担となります。

⁶ 建物を購入又は新築する事業を計画する場合は、申請前に資金分配団体にご相談ください。

02 助成金の目的外使用の禁止・財産の処分制限

- 1 実行団体が資金分配団体から受けた助成金を資金提供契約において定める用途以外の用途に使用することは禁じられています。
- 2 実行団体は、本事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（以下「本財産」という。）を、助成期間中及び事業終了後5年間（建物については、法人税法に定める減価償却資産の耐用年数の間）は、善良な管理者の注意を持って管理を行い、事業計画書に定める事業又は事業完了時監査において資金分配団体が承諾した事業の実施以外の目的で、使用、譲渡、交換、貸付け、担保設定その他の処分（以下「処分等」という。）を行う場合は、資金分配団体の事前の書面による承諾を得る必要があります。
- 3 本財産の処分等により金銭その他の利益を得た場合、資金分配団体はその全部又は一部の返還を求めることができ、実行団体はこれに応じるものとします。
- 4 本財産は、固定資産台帳その他本財産につき善良な管理者の注意をもって管理を行うために必要な書類を備えて管理してください。

第Ⅱ編 申請手続きについて

1章 申請手続き

01 公募期間・スケジュール

| | |
|----------------------------|---------------------|
| 公募要領公開（WEB サイト等） | 2月7日（金） |
| 公募説明会の開催 <u>※オンライン</u> | 2月13日（木）15：00～16：00 |
| 事業セミナーの開催・申請書の書き方講習会 | 3月3日（月）13:00～16：00 |
| 公募締め切り | 3月31日（月）17:00 |
| 一次審査(書類審査) 結果通知 | 4月上旬～中旬 |
| 二次審査(プレゼン審査) <u>※オンライン</u> | 4月中旬～下旬 |
| 審査会 | 4月下旬 |
| 実行団体 内定通知 | 4月下旬～5月上旬 |
| 実行団体決定、契約締結、助成事業開始 | 4月下旬～5月上旬 |

02 申請方法

申請書類は期日までに下記宛先までメールにてご提出ください。

| |
|--------------------------------------|
| 公益財団法人沖縄県労働者福祉基金協会（沖縄県労福協） 担当：村田、小森 |
| メールアドレス：kyumin2024@rofuku-okinawa.jp |

03 申請に必要な書類


申請は、以下の書類に申請内容をご記載いただきます。

| 分類 | 申請書類 | 提出形式 | 単独申請 | コンソーシアム申請 | | 備考 |
|-------------------------------|---------------------------|-------|------|-----------|-------------------|-------------------------------------|
| | | | | 幹事団体 | 構成団体 ⁷ | |
| 申請事業ごとに提出する書類 | 様式○ 助成申請書 | PDF | ● | ● | | 登録印の押印が必要 |
| | 様式○ 事業計画書 | Excel | ● | ● | | |
| | 様式○ 資金計画書等 | Excel | ● | ● | | |
| | その他（計画の別添等） | 任意 | 任意 | 任意 | 任意 | |
| | 様式○ コンソーシアムに関する誓約書 | PDF | | ● | | 幹事団体取りまとめのうえ提出 |
| | 様式○ 安全管理：危機管理実施体制図 | PDF | ※ | ※ | ※ | ※申請事業に日本国外での活動を含む場合のみ提出。 |
| 団体ごとに提出する申請書類 ⁸ | 様式○ 団体情報 | Excel | ● | ● | ● | |
| | 様式○ 役員名簿 | Excel | ● | ● | ● | ・役員名簿はパスワード必須 ・パスワードは別途資金分配団体に提出 |
| | 様式○ ガバナンス・コンプライアンス体制現況確認書 | Excel | ● | ● | ● | ガバナンス・コンプライアンス体制については、別添1参照 |
| | 定款 | PDF | ● | ● | ● | |
| | 決算報告書類 | 貸借対照表 | PDF | ● | ● | |
| 損益計算書（活動計算書、正味財産増減計算書、収支計算書等） | | PDF | ● | ● | | |

⁷ 詳細は別添2：コンソーシアムでの申請参照

⁸ 必要に応じてその他事業報告書等の提出をお願いする場合があります。

04 公募説明会・個別相談会の実施

| | | |
|-------|---|---|
| 公募説明会 | 2月13日(木) 15時～16時 オンラインで開催いたします。 事前申し込み制になりますので、説明会前日12日(水)17時までに右側のQRコード、もしくは こちら より、お申込みください。公募説明会に参加できなかった方には、後日録画を公開いたします。 |  |
| 個別相談会 | 3月3日(月)～3月17日(月) 事前申し込み制になります。右側のQRコード、もしくは こちら よりお申し込みください。 1回1時間程度、申請にあたり最低1回は個別相談会にご参加ください。(期間後にも相談したい場合は適宜調整) |  |

2章 審査結果の通知

01 審査結果の通知

審査の結果は申請団体に対しメールで通知します。

02 審査結果の情報公開

- 1 休眠預金活用事業の原資が国民の資産であることに鑑み、「国民への説明責任」を果たすため、「情報開示の徹底」、「本制度全体の透明性の確保」等が強く求められています。
資金分配団体は、選定の有無に関わらずすべての申請団体の情報(団体名・所在地・事業名・事業概要)をWEBサイトで広く公開します。
- 2 資金分配団体は、選定した実行団体の情報(選定した実行団体の名称、申請事業の名称及び概要、選定過程、選定理由、選定された各実行団体に対する助成の総額及び内訳並びにその算定根拠)を資金分配団体のWEBサイトで広く一般に公開します、但し公開にあたっては、当該実行団体の正当な権利又は利益を損なわないように配慮します。
- 3 JANPIAではJANPIAのWEBサイト上に資金分配団体のWEBサイトへのリンクを設定するなど、各資金分配団体の実行団体の公募の進捗について一般に公開します。また資金分配団体との協議の上、公募に関する情報を、JANPIAの事業報告書・WEBサイトその他の媒体により広く一般に公開できるものとします。

3章 審査の視点

01 選定基準等

以下の選定基準に基づき選定を行います。

| | |
|----------------|---|
| ガバナンス・コンプライアンス | 包括的支援プログラムに示す事業を公正かつ適確に遂行できるガバナンス・コンプライアンス体制等を備えているか |
| 事業の妥当性 | 事業対象となる社会課題について、問題構造の把握が十分に行われているか、また、解決したい社会課題に対して事業計画（課題の設定、目的、事業内容）が妥当であるか |
| 実行可能性 | 業務実施体制や計画、予算が適切か |
| 継続性 | 助成終了後の計画（支援期間、出口戦略や工程等）が具体的かつ現実的か |
| 先駆性（革新性） | 社会の新しい価値の創造、仕組みづくりに寄与するか |
| 波及効果 | 事業から得られた学びが組織や地域、分野を超えて社会課題の解決につながることを期待できるか |
| 連携と対話 | 多様な関係者との協働、事業の準備段階から終了後までの体系的な対話が想定されているか |

なお、選定にあたっては、支援実施の緊急性に鑑み、申請事業の妥当性、実行可能性、ガバナンス・コンプライアンス体制の整備等の3点を重視し、団体の社会的信用や直近の財務状況等、助成事業の実績等も考慮した上で、選定後速やかに適切な事業実施が可能と判断される団体を優先的に採択するものとします。

また、新たな支援のニーズとその変化に対応したチャレンジングな事業内容を優先的に採択し、感染症拡大や原油価格・物価高騰、少子化の急速な進行に対する課題解決のより多くの事例創出を目指します。

※その他選定時の留意事項

- 政治活動や宗教活動等との峻別

申請資格要件の②に関連して、申請事業においては、政治活動や宗教活動等と明確に区分された内容となっていることが必要です。

（想定される不適切な事例）

（例1）主として団体の政治活動や宗教活動等に要する人件費、整備備品費その他の経費を本事業の経費として助成金を充当（流用）するケース

（例2）休眠預金等活用事業により購入した物品や機材等を団体の政治活動や宗教活動等で使用するケースや他の団体が行う政治活動や宗教活動等に使用させるケース

(例3) 休眠預金等活用事業により役務提供を受けている受益者を団体の政治活動や宗教活動等に参加させるため執拗な勧誘を行うケース

- 行政施策との関係

行政・NPO・ボランティアとの連携・協働が進展している地域や事業領域においては、休眠預金等活用事業が行政施策の後退を許容するものではないことを前提としつつ、現行の行政施策が十分に行き届いていない場合や、よりきめ細かな支援が必要とされる場合は、以下の観点に即して個別に判断して事業を選定します。

- ① 申請する事業分野における行政施策の取組状況

- ② 本制度により申請事業を実施する意義

- ③ 申請事業終了後に、自治体に対する行政施策化の働きかけ又は行政補助金等を活用した事業継続等を行う見込み

- 他の助成金

国又は地方公共団体から補助金又は貸付金等の支援（ふるさと納税を財源とする資金提供を含む）を受けていない、かつ受ける予定のない事業の中から助成対象事業を選定します。なお、他の助成財団から助成等を受けている団体が、同一事業について実行団体として助成等を受けることは可能とします⁹。

- 事業対象

既存の助成財団等が申請した場合、休眠預金が実質的に他の事業の財源に活用されると想定されるなど、当該財団への単なる財政支援に相当する場合は選定しません。

- 不選定の損害等

審査の結果、実行団体に選定されなかったことによる一切の損害および本制度にかかる法令や政府の運用方針の変更等による損害については、弊団体が責任を負うものではありません。

02 優先的に選定される団体

実行団体の選定に当たっては、社会的成果の最大化の観点から行います。また、社会の諸課題解決の手法の多様性、団体の多様性にも留意しつつ、以下の事項に配慮して選定を行います。

- 支援実施の緊急性に鑑み、①申請事業の妥当性、②実行可能性、③ガバナンス・コンプライアンス体制の整備を視点とし、団体の社会的信用や直近の財務状況等、助成事業の実績等も考慮し、選定後速やかに適切な事業実施が可能と判断される団体を優先的に選定します。
- 物価高騰や少子化の急速な進行といった事態に対する課題解決による事例創出を目指す、チャレンジングな内容を優先的に選定します。

⁹ 詳細は「[休眠預金による助成金と国等からの補助金の重複受領について](#)」を参照。

03 ガバナンス・コンプライアンス体制等の確認等

事業を公正かつ適確に実施できるよう JANPIA が規定するガバナンス・コンプライアンス体制を備えていることが必要です。(申請時にガバナンス・コンプライアンス体制現況確認書を提出していただきます。)

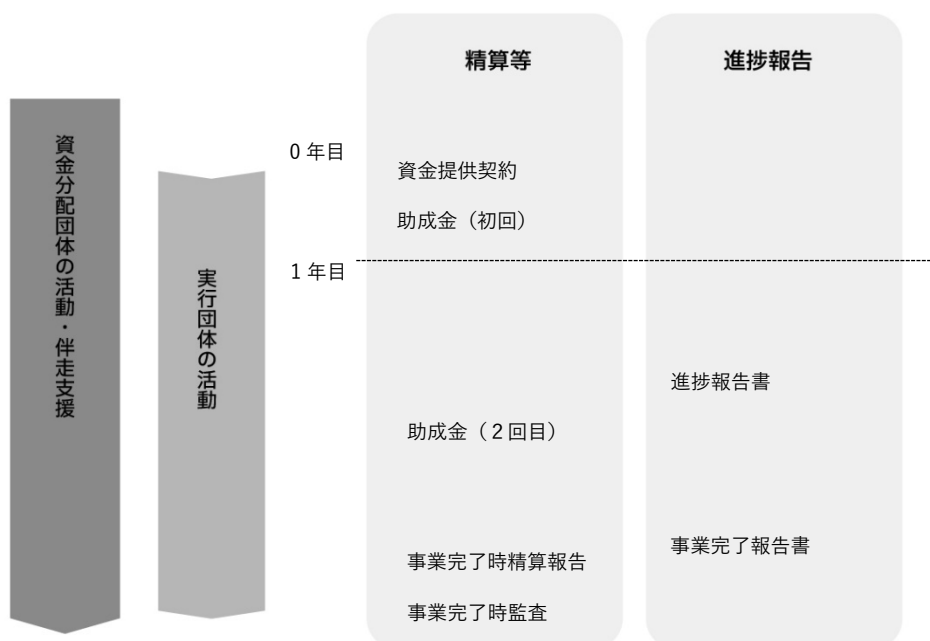
なお、採択された実行団体は、助成実績の経験値、専門性を有するメンバーの在籍の有無及び団体の法的なステータスなどを考慮して、助成期間中に各団体に応じたガバナンス・コンプライアンス体制を整備していただきます。

第III編 選定から助成終了までの流れ

1章 助成事業の流れ

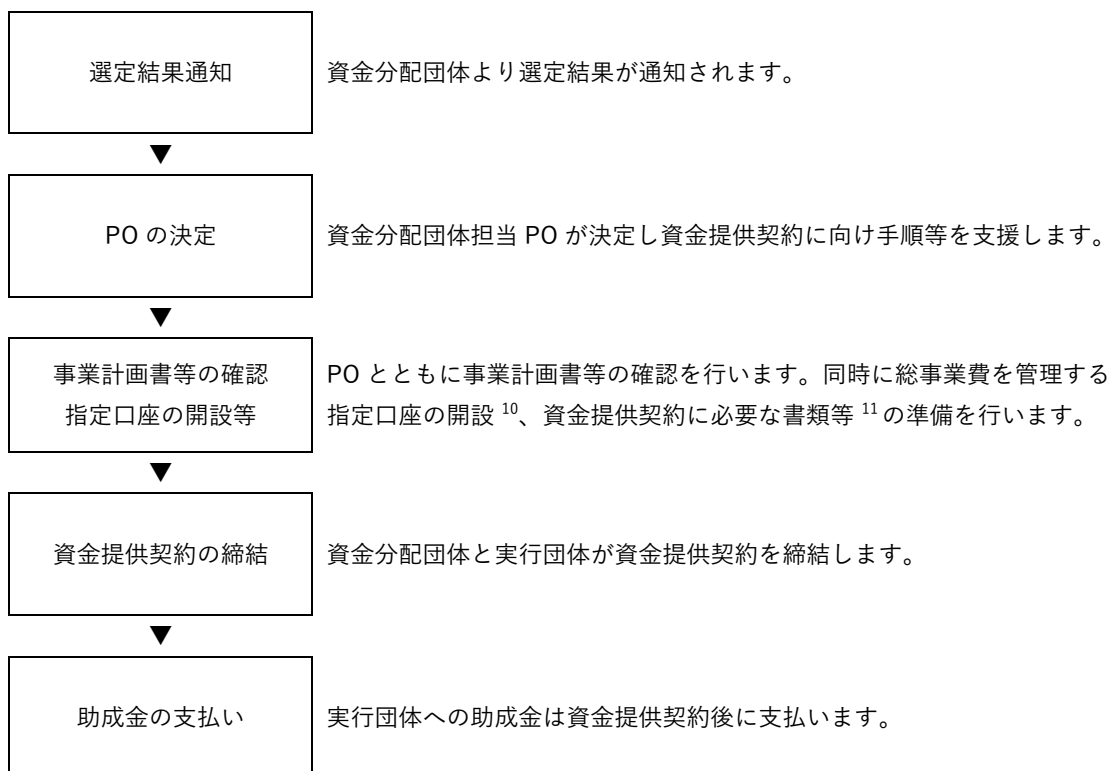
01 助成期間中の主な流れ

助成期間中の主な流れは次の通りです。



02 選定から資金提供契約まで

選定が決定してから資金提供契約締結による事業開始までの主な流れは次のとおりです。



03 資金提供契約及びその要点

資金提供契約は、助成事業の実施に関して必要な事項を定めた JANPIA 指定の資金提供契約（ひな形）により行います。原則、この資金提供契約（ひな形）は変更できません。以下、資金提供契約の要点を記載します。詳細については資金提供契約（ひな形）をご参照ください。

1 進捗管理、各種報告

資金分配団体は実行団体の進捗管理を行います。原則として毎月1回以上、対面形式（WEB 会議を含む）により進捗状況について協議を行います。また、実行団体は、資金提供契約に基づき、休眠預金助成システムを用いて原則として6か月ごとに民間公益活動の進捗状況の報告を行います。さらに、各事業年度が終了するごとに翌月までに事業と収支の報告を行います。

2 ガバナンス・コンプライアンス体制の整備

実行団体は、不正行為、利益相反その他組織運営上のリスクを管理するため、ガバナンス・コンプライアンス体制の整備を行います。また、総事業費の不正使用、違法行為等

¹⁰ 総事業費を一元的に管理するため、本事業の総事業費のみを管理するための指定口座を開設します。なお、預金保険制度により万一の時に預金が全額保護されるべきという観点から、決済用預金口座を開設してください。通帳がない口座については、インターネットを通じ取引明細が随時出力できるものに限ります。休眠預金事業では、総事業費は指定口座でのみ管理します。また、総事業費以外の金銭の管理を行わないようにし、本総事業費は運用しないでください。

¹¹ 印鑑証明書、現在事項全部証明書（取得から3ヶ月以内のもの）、指定口座の通帳コピー等。

が疑われる場合には、直ちに資金分配団体に通知し不正行為等の是正のために必要な措置を講ずるものとします。

なお、実行団体は不正行為等の事案が明らかになった場合は、当該事案が発生した原因を究明し、再発の防止のための措置を講ずるとともに、その事案の内容等について資金分配団体に報告し公表することとします。

3 実行団体の選定及び監督

資金分配団体は、実行団体の選定にあたっては、実行団体の多様性に十分配慮するとともに、選定結果が特定の団体等に偏らないよう留意します。なお、資金分配団体と実行団体は資金提供契約を締結し、事業の進捗状況の把握と緊密な連携を行います。

4 事業の評価

休眠預金等活用制度の事業の実施にあたっては、事前に達成すべき成果を明示したうえで、その成果の達成度合いを重視した「社会的インパクト評価」を実施することで成果の可視化に取り組むこととしています¹²。

5 シンボルマークの活用

休眠預金等を活用して実施する事業であることを示すためのシンボルマークを表示してください。具体的な利用方法については、JANPIA が別途定める「シンボルマーク利用手引き」をご参照ください。

6 情報公開

資金分配団体は、実行団体の公募にあたって、公募要領や公募に必要な書式について自団体の WEB サイトで公表します。また、実行団体は、人件費の水準、ガバナンス・コンプライアンス体制に関する規程類等を自団体の WEB サイトで一般に公表します。なお、JANPIA は、資金分配団体及び実行団体が助成システムへ登録した情報のうち公開情報として登録された情報について、広く一般に公開できるものとします。

7 選定の取り消し

資金分配団体は、実行団体が次のいずれかに該当すると判断した場合、資金分配団体としての選定の取り消し、事業の全部若しくは一部の停止を求めることができます。実行団体は、この求めに応じる必要があります。さらに、選定を取り消され、その取消の日から 3 年を経過しない団体は資金分配団体、活動支援団体、実行団体及び支援対象団体の選定に申請することができません。

- 助成金の活用による助成事業の適正かつ確実な実施が困難であるとき
- 不正行為等があったとき
- 実行団体として選定を受けた際に付された条件に基づく措置、処分等があったとき又は資金提供契約に違反したとき
- 以上に掲げる事由のほか、本契約が解除された場合、その他助成金の公正な活用及び事業の適正な遂行が困難と認められるとき

¹² 評価の実施に際しては、「[緊急支援枠 評価の実施について](#)」に則して行っていただきます。

8 規程類の整備・公開

実行団体の規程類が資金分配団体と実行団体間で定めた期限内に公開されない場合、資金分配団体は実行団体の規程が公開されない理由を確認のうえ、事業の実施期間中においては実行団体への助成額の全部若しくは一部の支払いを留保できるものとし、事業終了後においては期限までに規程を整備公開しなかった事実を今後の休眠預金等に係る資金の活用に関する事業の公募申請審査において実行団体の評価における減点要素にすることができるものとする。

JANPIA 及び資金分配団体は実行団体において整備された規程の運用状況について本事業終了後1年後を目途に調査できるものとし実行団体はこれに協力するものとする。

04 助成金の公正な活用及び事業の適正な遂行

資金分配団体は、資金提供契約に基づき実行団体における助成金の公正な活用及び事業の適正な遂行を確保するため必要があると認めるときは、実行団体に対し、以下の措置を講ずることとします。

- 1 実行団体における助成金を活用した事業または当該事業に関する財産の状況に関する報告、資料の提出。
- 2 JANPIA 及び資金分配団体の職員に実行団体の営業所若しくは事務所その他の施設に立ち入らせ、助成金を活用した事業及び財産の状況に関する質問、帳簿書類その他の物件の検査。
- 3 当該実行団体における事業の公正かつ的確な遂行のための体制整備等の履行を担保するための措置。
- 4 助成金の公正な活用及び事業の適正な遂行を確保するために必要な措置。
- 5 資金分配団体が実行団体を監督するために必要な事項の確認。

05 会計監査の実施

本事業を含む決算書類について、内部監査または外部監査を実施してください。可能であれば外部監査を受けることを推奨します。なお、外部監査に係る経費については、管理的経費に含めることができます。

2章 その他

01 個人情報の取り扱いについて

全ての個人情報は、不正アクセス、盗難、持ち出し等による紛失、破壊、改ざん及び漏えい等が起こらないように適正に管理し、必要な予防・是正措置を講じます。また個人情報を外部に委託する場合は、守秘義務契約を締結するとともに、適正な管理が行われるよう管理・監督します。

お問い合わせ先

[資金分配団体名] 公益財団法人沖縄県労働者福祉基金協会

[住所] 沖縄県那覇市泉崎 2-105-18 官公労共済会館 5階

[Email] kyumin2024@rofuku-okinawa.jp

別添1：ガバナンス・コンプライアンス体制現況確認書作成の際の参考資料

自団体におけるガバナンス・コンプライアンス体制の現況を確認いただきます。

休眠預金活用事業としての説明責任を果たすために、適切な資金管理とそれを支える体制確保が求められます。この体制整備については、実行団体の規模、体制整備の実状などを踏まえて、事業実施期間中を通じて段階的に取り組み、実効性のある体制確保に努めます（運営ルールの明確化、法人形態毎に求められる体制整備について実効性のある形で実施）。

自団体における、指針・ガイドライン・事務フローなど組織内において、適切な資金管理をはじめ事業実施に必要な意思決定や進捗管理等に必要なルール等が明確化され、役員等々に周知されている状態を目指します。

| ガバナンス・コンプライアンスに関し整備する事項 | 実行団体整備義務 |
|--|----------|
| ①契約締結時までに、休眠預金の資金を適切に扱っていただくために、すべての実行団体に対応いただきたい事項 | |
| 社員総会・評議員会の運営に関すること | ◎ |
| 理事会の構成に関すること ※理事会を設置していない場合は不要 | ◎ |
| 理事会の運営に関すること | ◎ |
| 経理に関すること | ◎ |
| コンプライアンスに関すること ※契約締結時までにコンプライアンス施策を検討・実施する責任者を設置 | ○ |
| 内部通報者保護に関すること ※自団体で整備困難な場合、JANPIAのヘルプライン窓口を活用可能です | ○ |
| ②事業実施期間中に、段階的にお取り組みいただく事項 | |
| 利益相反防止に関すること | △ |
| 倫理に関すること（ハラスメント禁止に関することを含む） | △ |
| 理事の職務権限に関すること | △ |
| 監事の監査に関すること | △ |
| 組織（事務局）に関すること | △ |
| 文書管理に関すること | △ |
| 情報公開に関すること | △ |
| リスク管理に関すること | △ |
| 役員及び評議員の報酬等に関すること | △ |
| 職員の給与等に関すること | △ |

◎契約締結時までに整備、○一部を契約締結時まで、残りを契約期間中に整備、△契約期間中に整備

※ 考慮される団体の特性

- ・助成実績の経験値（有無、年数、助成額の規模感）
- ・専門性を有するメンバーの在籍の有無（経理の専任者の有無、団体運営の実務経験を有する職員の在籍の有無他）
- ・団体の法的ステータス（法人形態、任意団体等）
- ・団体運営をサポートする体制・現状（業務の外部委託等の状況）など

別添2：コンソーシアムでの申請について

- ① コンソーシアムを構成する団体（構成団体）から幹事団体を選び、申請は幹事団体が行います。
- ② 申請にあたり、構成団体間で合意された各構成団体の役割については、事業計画書内の「事業実施体制」欄に記入してください。（詳細は記入例をご参照ください。）
- ③ 申請書類については、幹事団体は前述の「申請に必要な書類」に記載されている書類をご提出ください。また、幹事団体以外の各構成団体の書類については、幹事団体が構成団体ごとに zip ファイルで取りまとめたうえでご提出ください。
- ④ 採択された場合は、資金提供契約締結時に、構成団体間で、次の内容を定めた「コンソーシアム協定書」を締結していただきます。
定める内容：構成団体間で合意された各構成団体の役割、意思決定機関としての運営委員会の設置、コンプライアンス責任者の設置、内部通報窓口の設置（JANPIA の内部通報窓口が利用可能です）、連帯責任内容、並びに運営規則等
- ⑤ 「コンソーシアム協定書」作成の際には「コンソーシアム協定書（ひな形）」「コンソーシアム協定書作成における留意点」を参考にしてください。
- ⑥ 当該協定書の写し（コピー）は参考資料として資金提供契約の締結時に資金分配団体に提出していただきます。